

広島市告示（東区）第24号

令和8年4月1日

地方自治法（昭和22年法律第67号）第243条の2第1項の規定に基づき、新牛田公園照明点灯カード売払代金収納事務を次のとおり委託したので、同条第2項の規定により告示します。

広島市長 松井 一實

- 1 指定公金事務取扱者の名称、代表者の氏名及び住所又は事業所の所在地
 - (1) 株式会社第一ビルサービス
 - (2) 代表取締役 坂根 紳也
 - (3) 広島市中区大手町五丁目3番12号

- 2 指定公金事務取扱者の指定をした日
令和8年4月1日

- 3 指定公金事務取扱者に公金事務を委託した期間
令和8年4月1日から令和9年3月31日まで